

新 旧 対 照 表
指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について

改正 記	現行 記
1 (略) 2 福祉に関する相談援助の業務の範囲 (1) 局長通知別添1に掲げる者には、次の①及び②に掲げる者が含まれること。 ① (略) ② 当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員（そのことが辞令により明確になっている職員に限る。）であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である<u>もの</u> 3 介護等の業務の範囲 (1) (略) (2) 局長通知別添2の1の(1)に掲げる者（以下「(1)の者」という。）には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の委託（肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。）又は同法第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者が含まれること。 また、局長通知別添2の1の(1)及び(31)に掲げる者には、介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている児童指導員であって、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。 (3) (略) (4) 局長通知別添2の1の(8)の第一号訪問事業及び同(10)の第一号通所事業は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限られること。	1 (略) 2 福祉に関する相談援助の業務の範囲 (1) 局長通知別添1に掲げる者には、次の①及び②に掲げる者が含まれること。 ① (略) ② 当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員（そのことが辞令により明確になっている職員に限る。）であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である 3 介護等の業務の範囲 (1) (略) (2) 局長通知別添2の1の(1)に掲げる者（以下「(1)の者」という。）には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の委託（肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。）又は同法第27条第2項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者が含まれること。 また、局長通知別添2の1の(1)及び(29)に掲げる者には、介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている児童指導員であって、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。 (3) (略) (4) 局長通知別添2の1の(8)の第一号訪問事業及び同(9)の第一号通所事業は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限られること。